

根室市選挙管理委員会告示第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による請求及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年号外法律第59号）の規定による請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者を次のとおり告示する。

令和2年3月2日根室市選挙管理委員会告示第2号は廃止する。

令和2年6月1日

根室市選挙管理委員会

委員長 袴谷良憲



記

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数 438 人
- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数 3,650 人
- 3 地方自治法第76条第1項及び同法第80条第1項及び同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 7,300 人

<資料>

- 普通地方公共団体の選挙権を有する者の50分の1以上の連署をもって、以下のことを請求することができる。
 - ・ 地方自治法第74条第1項
 - ～ 普通地方公共団体の長に対し、当該団体の条例の制定又は改廃の請求
 - ・ 地方自治法第75条第1項
 - ～ 普通地方公共団体の監査委員に対し、当該団体の事務の執行に関する監査の請求
 - ・ 市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項
 - ～ 普通地方公共団体の長に対し、当該市町村の合併協議会を置くよう請求
 - ・ 市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項
 - ～ 合併の相手方となる市町村の長に対し、合併協議会を置くよう請求
- 普通地方公共団体の選挙権を有する者の6分の1以上の連署をもって、以下のことを請求することができる。
 - ・ 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項
 - ～ 合併協議会設置協議について合併請求市町村の議会が否決し、かつ、他の全ての合併対象市町村の議会が可決した場合において、合併請求市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求
 - ・ 市町村の合併の特例に関する法律第5条第15項
 - ～ 合併協議会設置協議について否決した関係市町村の長が、選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さない場合において、合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求
- 普通地方公共団体の選挙権を有する者の3分の1以上の連署をもって、以下のことを請求することができる。
 - ・ 地方自治法第76条第1項
 - ～ 普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該団体の議会の解散の請求
 - ・ 地方自治法第80条第1項
 - ～ 普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該団体の議会の議員の解職の請求
 - ・ 地方自治法第81条第1項
 - ～ 普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該団体の長の解職の請求
 - ・ 地方自治法第86条第1項
 - ～ 普通地方公共団体の長に対し、副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくはは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求
 - ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項
 - ～ 普通地方公共団体の長に対し、教育委員の解職の請求